

## 水質汚濁防止法に基づく畜産農業に適応される 硝酸性窒素等の暫定排水基準が見直されました

・水質汚濁防止法の排水基準のうち、畜産農業における硝酸性窒素等の暫定排水基準は3年毎に見直されており、令和7年7月1日から生房施設を有する事業場は一般排水基準(100mg/L)に移行されます。

施設	現行	見直し後 (令和7年7月1日以降)	適応期間
馬房施設	一般排水基準 (100mg/L)	一般排水基準 (100mg/L)	—
牛房施設	300mg/L		
豚房施設	400mg/L	400mg/L	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日

(注)総面積50平方メートル以上の豚房、総面積200平方メートル以上の牛房、総面積500平方メートル以上の馬房を有する事業場を有し、公共用水域に排水している事業者。

### 排水の測定・記録・保存の徹底のお願い

・下記の水質汚濁防止法で定める特定施設または、千葉県環境保全条例で定める特定施設を設置している場合、次ページ記載の義務事項の遵守を改めてお願いいたします。

#### 1. 水質汚濁防止法が定める施設

 牛房＝総面積200㎡以上      豚房＝総面積50㎡以上  
 馬房＝総面積500㎡以上

#### 2. 千葉県環境保全条例が定める施設

 牛房＝総面積100㎡以上200㎡未満      鶏＝飼養羽数1,000羽以上  
 馬房＝総面積100㎡以上500㎡未満

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

# 排水の測定・記録・保存が必要です

## 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、

**3か月に1回以上※1の測定と記録** と **3年間の保存** が義務づけられています。

※1 日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の場合。日平均排水量30m<sup>3</sup>未満であれば、1年に1回以上の測定と記録

測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

### 測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

### 測定・記録・保存

- 排出口ごとに1カ月1回以上測定
- 所定の様式に記録し、3年間保存

### 罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合  
30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号	No.1 排出口	No.1 排出口		No.2 排出口	
		種類・項目	通常	最大	通常
排水の汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
	.....				
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。

このページに関する問い合わせは次ページの届け出先をお願いします。

# 問合せ先（届出先）

○御相談等ございましたら、お住まいの市町村を所管する県地域振興事務所  
地域環境保全課へご連絡ください。

○なお、市川市、松戸市、市原市については、各々の市水質汚濁防止法  
担当課へご連絡ください。

市町村名	担当機関	住所	電話番号
習志野市、八千代市、浦安市	葛南地域 振興事務所	273-8560 船橋市本町1-3-1フェイス7 階	047- 424-8092
野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域 振興事務所	271-8560 松戸市小根本7	047- 361-4048
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、 栄町	印旛地域 振興事務所	285-8503 佐倉市鐺木仲田町8-1	043- 483-1447
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取地域 振興事務所	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478- 54-7505
銚子市、旭市、匝瑳市	海匠地域 振興事務所	289-2504 旭市二1997-1	0479- 64-2825
東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町	山武地域 振興事務所	283-0006 東金市東新宿1-11	0475- 55-3862
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町	長生地域 振興事務所	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475- 26-6731
勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町	夷隅地域 振興事務所	298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻472-2	0470- 82-2451
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房地域 振興事務所	294-0045 館山市北条402-1	0470- 22-8711
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津地域 振興事務所	292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438- 23-2285
市川市	市川市 環境部生活環境保全課	272-8501 市川市南八幡2-20-2	047- 712-6310
松戸市	松戸市 環境部環境保全課	271-8588 松戸市根本387-5	047- 366-7337
市原市	市原市 環境部環境管理課	290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436- 23-9867

※**千葉市、船橋市、柏市については、千葉県環境保全条例の適用外です。**

各市で別に規制している場合がありますので、詳細は各市にお問い合わせ  
ください。

市町村名	担当機関	住所	電話番号
千葉市	千葉市環境局 環境保全部環境規制課	260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043- 245-5194
船橋市	船橋市 環境部環境保全課	273-8501 船橋市湊町2-10-25	047- 436-2456
柏市	柏市 環境部環境政策課	277-8505 柏市柏5-10-1	04- 7167-1695